第　53-22-01316　号

温　泉　分　析　書

1. 申請者住所氏名
　森川観光株式会社
　三原市須波西町765－866

2. 源泉名及び湧出地
　源泉名　みはらし温泉
　湧出地　三原市須波西町765－953

3. 湧出地における調査及び試験成績
　イ 調査試験者　財団法人 広島県環境保健協会 中吉 聡
　ロ 調査年月日　平 成 22 年 6 月 25 日
　ハ 泉　　温　35.5℃　（気温 23.4℃ ）
　ニ 湧 出 量　80 L/分 （動力揚水）
　ホ 知覚的試験　無色透明塩味硫化水素臭
　ヘ pH　　値　7.4
　ト ラドン(Rn)含有量　12 ×10^{-10} キュリー/kg
　　（ 3.0 マッヘ単位/kg ）

4. 試験室における試験成績
　イ 試 験 者　財団法人 広島県環境保健協会 高場 俊至
　ロ 試験終了年月日　平 成 22 年 7 月 14 日
　ハ 知覚的試験　淡黄色微混濁塩味硫化水素臭(4時間後)
　ニ 密　　度　1.0200 g/cm^3(20℃/4℃)
　ホ pH　　値　7.5
　ヘ 蒸発残留物　29.41 g/kg (180℃)

5. 試料1kg中の成分，分量及び組成

イ 陽イオン / ロ 陰イオン / ハ 遊離成分

成　分	mg	mval	mval%	成　分	mg	mval	mval%	非解離成分	mg	mmol
リチウムイオン (Li^+)	1.1	0.16	0.03	フッ化物イオン (F^-)	2.4	0.12	0.03	メタケイ酸 (H_2SiO_3)	7.7	0.10
ナトリウムイオン (Na^+)	5823	253.3	52.65	塩化物イオン (Cl^-)	15980	450.6	92.81	メタホウ酸 (HBO_2)	9.0	0.21
カリウムイオン (K^+)	25.9	0.66	0.14	臭化物イオン (Br^-)	55.9	0.70	0.14	非解離成分計	16.7	0.31
アンモニウムイオン (NH^{4+})	0.4	0.02	0.01	ヨウ化物イオン (I^-)	0.3	0.00	0.00	ガス成分		
マグネシウムイオン (Mg^{2+})	627.0	51.59	10.72	硫酸イオン (SO_4^{2-})	1605	33.42	6.88	遊離炭酸 (CO_2)	57.8	1.31
カルシウムイオン (Ca^{2+})	3499	174.6	36.29	炭酸水素イオン (HCO_3^-)	41.2	0.67	0.14	ガス成分計	57.8	1.31
ストロンチウムイオン (Sr^{2+})	27.4	0.62	0.13							
マンガンイオン (Mn^{2+})	2.9	0.11	0.02							
第一鉄イオン (Fe^{2+})	0.2	0.01	0.00							
第二鉄イオン (Fe^{3+})	1.2	0.06	0.01							
陽イオン計	10010	481.1	100.00	陰イオン計	17680	485.5	100.00	総　計	27.76 g	

ニ その他微量成分

総ヒ素	不検出
総水銀	不検出
鉛イオン	不検出
バリウムイオン	0.09mg

6. 泉質　ナトリウム・カルシウム－塩化物強塩温泉
　鉱泉分類：高張性中性温泉

7. 禁忌症，適応症は別表による

平 成 22 年 7 月 20 日

登録分析機関の名称　財団法人 広島県環境保健協会
（登録番号 ： 広島県第3号）
所　在　地　広島市中区広瀬北町9番1号
代表者の氏名　理事長　近光 章

別表

適応症と禁忌症（塩化物泉）

適　応　症	禁　忌　症
浴用 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進、きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病 飲用（「飲用許可」を受けた温泉のみ） 慢性消化器病、慢性便秘	浴用 急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期） 飲用（「飲用許可」を受けた温泉のみ） 腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする

浴　用　上　の　注　意　事　項

ア　温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日あたり1回程度とすること。その後は1日あたり2回ないし3回までとすること。

イ　温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。

ウ　温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

エ　以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。

（ア）入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるに従って延長してもよい。

（イ）入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。

（ウ）入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）

（エ）入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

（オ）次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。

イ　高度の動脈硬化症

ロ　高血圧症

ハ　心臓病

（カ）熱い温泉に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。

（キ）食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。

（ク）飲酒しての入浴は特に注意する。

飲　用　上　の　注　意　事　項

ア　飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましい。

イ　温泉飲用の一回の量は一般に100mLないし200mL程度とし、その1日の量はおおむね200mLないしは1000mLまでとすること。

ただし、貴殿の温泉については、フッ素を2．4mg/kg含むため次に掲げる量を超えないこと。

（ア）大人（16才以上の者）については、1日につき、667mLを超えないこと。

（イ）小人（15才以下の者）

15才から8才まで　大人を1とした場合の2分の1の量

7才から5才まで　大人を1とした場合の3分の1の量

4才から3才まで　大人を1とした場合の6分の1の量

2才以下　大人を1とした場合の10分の1の量

乳幼児の飲用は避けること

ウ　強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。

エ　以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。

（ア）一般には食前30分ないし1時間がよい。

（イ）夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

環境庁（現環境省）通知（昭和57年環自施第227号）に基づく

注1　この表は、温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものです。

注2　温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合にあっては、温泉利用基準（昭50.7.12環自企第424号）に適合することが必要である。

注3　温泉を公共の浴用又は飲用に供しない場合にあっても、温泉の浴用又は飲用としての利用に当たっては、上記温泉利用基準に適合していることが望ましい。